| | | | | 今和5年4月27日(木曜日) |
|-----|----------|---|--|--|
| No. | 文書、該当資料名 | 頁 | 内容 | 回答 |
| 1 | 仕様書 | 1 | 「(1)運行開始時期:平成6年7月」と記載していますが、令和6年7月に運行開始の理解でよろしいでしょうか。 | 仕様書内「5 バスの運行概要」に記載している運行開始時期については、あくまで市内循環バスの運行を開始した時期が平成6年7月であり、市内循環バスの概要についてご紹介するために、運行開始時期のほか、運行路線数や運行形態等について仕様書にて記載しています。なお、「6 業務内容」「(1)システム構築」に記載しているとおり、バスロケーションシステムの稼働日は令和5年7月1日を予定しています。 |
| 2 | 仕様書 | ı | 「4 業務を委託する期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで」 ご提案期間の本年度は開発や事前のテストを実施するスケジュールで よろしいでしょうか。 あくまでも令和6年7月に運行開始なので、今期は開発や事前テストを 実施するフェーズの契約で問題ないかを確認させてください。 ※用意するタブレット端末や開発費・運用費などにも影響するため | 業務を委託する期間については、システム構築ならびにその他のシステム運用・保守等の各種業務を実施する期間であり、システム開発や事前テスト等を想定した期間ではありません。システム稼働日は令和5年7月1日のため、本業務の契約を5月中に締結した後、1か月程度の期間をもって、システム稼働に至るスケジュールとなります。 |
| 3 | 仕様書 | 2 | 6業務内容(1)システム構築に際して時刻表や停留所の位置情報などは受託者が指定した形式(GTFS等)にてご提供頂けるものでしょうか。 それとも一般的に公表する資料等から受託者がデータを作成する形でしょうか。 | 提供するデータの形式については、受託者と協議の上決定することを想定していますが、指定される形式での提供が難しい場合があることをご承知おきください。なお、GTFS形式については市ホームページにも掲載しているため、適宜活用ください。 |
| 4 | 仕様書 | 2 | 6業務内容(7)操作マニュアルの作成及び操作研修は受託者が現場立 ち合いで実施するものでしょうか。 | 操作研修については、受託者において発注者およびバス事業者に対して実施していただきますが、現地立ち合いおよびWEB等の手法については、発注者と協議の上決定し、実施していただきます。 |
| 5 | 仕様書 | 4 | 7仕様⑥そのほかの機能一覧バス待ちスポット表示まち愛スポット表示は表示する内容の情報(名称、位置情報など)は受託者がHPなどから情報を入手して反映するものでしょうか。 | 埼玉県ホームページ上にて、「バス待ちスポット」および「まち愛スポット」の一覧 が掲載されておりますので、位置情報などの必要情報は適宜活用ください。 なお、システム稼働後に両スポットの新規登録を行った際には、随時お知らせし ます。 |
| 6 | 仕様書 | 4 | 7(2)④-5車載器に「視認できないように」とありますが、視認できないと は具体的にどのような状況でしょうか。 | 万が一バス利用者が接触したりすることがないよう、車載機が利用者から視認されない位置に設置していただくようお願いします。 |
| 7 | 仕様書 | 5 | 7仕様(4)システムの運用及びシステム保守について ウ その他、市 の仕様を満たすために必要なオプションの利用料について 車載端末などの本体やバッテリーなどの破損による交換を5年間分想 定した内容を利用料に含めるものでしょうか。 | 車載機等について、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が 発覚し、不具合が生じた際には5年間対応していただきます。 なお、それに伴う経費は本業務の委託料に含むものとします。 |
| 8 | 仕様書 | 5 | 7(3)使用機材において、「スマートフォンは厳禁とする」との記載がありますが、禁止となる理由をご教示ください。 | 市内循環バスを運行委託するバス事業者のうち、車内でのスマートフォン等の 持ち込みを一切禁ずる事業者があるために、スマートフォンを活用したシステム は厳禁としています。 なお、その他スマートフォンに類する機器(タブレット端末等)についても同様に 厳禁とします。 |
| 9 | 仕様書 | | 7(3)使用機材において、「スマートフォンは厳禁とする」との記載がありますが、タブレットの使用は可能でしょうか?可能であれば何をもって「タブレット」と認められるのかも合わせてご教示ください。 | バスロケーションシステムについては、スマートフォンを活用したシステムが多数 在することから、仕様書においては代表的な例としてスマートフォンは厳禁とす るという表記をしていますが、スマートフォンに類するタブレット端末についても 厳禁とします。 |
| 10 | 仕様書 | - | 用意するバス側のタブレット端末はリースもしくはレンタルでの提供で 問題ないでしょうか。 | タブレット端末は厳禁とします。 |
| | | | | I |